発展途上国におけるガバナンス論議の矛盾 — 国際機関の開発戦略と発展途上国国家論、その変遷と矛盾 —

東江 日出郎*

Contradictions between Governance Approaches for Developing Nations:Transformation of the Developing Strategies of International Organizations for Developing Nations, Transformation of the Theory of the State, and the Contradictions between the Two Approaches

Hideo Agarie

本論文執筆の目的は、発展途上国のより良い発展のため、どのような政治や行政のシステムを構築すべきか、ということに関するこれまでの議論を整理することによって、途上国における国家構造の実態を知った上で、特に地方における政治や行政のあるべき姿とはどのようなものとなるのかに関する視点を獲得することである。

途上国のガバナンス論には、少なくとも、国際機関の開発戦略と第3世界国家論の二つの流れが見られる。これらは、その理想とする政治体制において相矛盾する一方、民主主義体制をとることに関しては一致する。途上国の地方政治・行政において現在求められているのは、非ボス的で、効果・効率的な政治・行政の実践である。しかし、第3世界国家論研究者が指摘するように、現在の第3世界諸国の地方は、ボス政治家が地域の政治経済を、あらゆる抑圧的手段を用いて、国法とは別に独自のルールを作って支配している。その現状を踏まえた上で、途上国の諸国民がよりよい生活をするために必要な新たな地方政治・行政のモデルを作るには、ごく稀にではあるが、確かに存在するより良い地方政治家の肖像を研究することから始める必要がある。

キーワード:国際機関、開発戦略、ガバナンス、発展途上国国家論

There are at least two approaches concerning the governance in the developing nations, including the development strategy elaborated by the international organizations and the theory of the state. The latter advocates a democratic but more centralized politico-administrative system, and the former advocates a democratic and more decentralized one. A common point shared by these two approaches, despite the fact that they contradict each other in their conclusions about the politico-administrative system that they regard as ideal, is the fact that they both posit the existence of local politics and local public administration as long as they adopt a democratic system. Research into objective parameters for the non-bossy, effective, and efficient practice of local politics and local public administration should be undertaken now to ensure a better life for people in developing nations.

Key words: Development strategy, International organizations, Governance, Theory of the state

1. はじめに

途上国の発展を促していくためのガバナンスの在り 方の模索に関しては、少なくとも、二つの大きな流れ が見られる。一つは、国際機関の途上国に対する援助 を念頭に置いた開発戦略の中に見られるものであり、 もう一つが発展途上国国家論の描く途上国の政治や経 済、行政の構造に対する認識である。本稿は、発展途 上国、とりわけ筆者の研究するフィリピンのより良い 発展を促すためのガバナンスの在り方、特に、開発の 現場となる地方レベルでのガバナンスの在り方を模索 し、1991年の地方自治法施行以後の地方分権化の流れ の中で行われている地方自治の実態が、どのようなも のかを研究する前提として、これらの二つの流れを検 討し、整理することを目的とする。従って、本稿の構 成は、第1に、国際機関などの開発戦略の中でガバナ ンスがどのように位置づけられてきたのかを概観し、 その特徴と変遷をまとめ、第2に、発展途上国に関する国家論の系譜を整理し、その特徴と変遷を整理する。 そして、最後にこの二つの議論が孕む矛盾を明らかにし、フィリピンにおける地方におけるガバナンスを地域研究的に研究するための視点を確立したいと考える。 国際協力が現地社会へもたらすインパクトについて地域研究的な視点から研究する視点を確立したいと考える。

2. 国際機関の途上国開発戦略の変遷とガバナンス

加型開発というものが主流となっているが、その背景には、 発展途上諸国の開発に関して、近年では参1950年代以来の開発戦略の変遷やこれまでの開発プロジェクト実施の試行錯誤の経験があると言う(*)。そしてその開発パラダイムは、1960年代の「トリクルダウンアプローチ」、1970年代の「成長と平等アプローチ」、そして1980年代の「構造調整アプローチ」、「持続可能な開発戦略」などと変化し、発展途上国政府の役割を取り分が大きくなり、かつ成長の便益が貧困層強調する「参加型開発」と「良い統治」の促進へと変化してきている。ここでは、特に国際開発の発展途上国に対する支援に対する考え方、つまり国際機関の開発戦略の変遷を整理する。

1950年代から1960年代にかけて、アジア、アフリカに多数の独立国が出現し、1960年代には国連が「開発の10年」として発展途上国の開発に支援の手を伸ばし始めた。そしてこの時期に国際機関によって採用された開発戦略は、「トリクルダウンアプローチ」だった。それは、マクロレベルでの経済成長と工業化を追求し、それが達成されれば、全体のパイが大きくなって国民一人一人のにも滴り落ちるという仮説に基づいていた。そのために、国際機関や二国間援助機関の援助も、途上国の工業化のボトルネックとなっている輸出・輸入ギャップ(外貨不足)、投資・貯蓄ギャップ(貯蓄不足)を解決することを第1とした。つまり、十分な投資を賄うだけの貯蓄、資機材や原材料輸入を賄うだけの外貨獲得能力のない途上国に対して支援することが援助

の柱となっていた。だが、経済成長や工業化の成果が 底辺の住民には届かず、雇用問題や所得分配の不平等、 貧困問題、地域間格差の問題が深刻化し、さらには環 境問題という新たな問題が発生していった。また、こ の時期には「統治」や「参加」はそれ程注目されるこ とはなかった。

これらの問題は、その問題自体の深刻さもさること ながら、発展途上国の中長期的な安定にも結びつかな いという反省に立ち、1970年代には「成長と平等アプ ローチ」が登場した。これは、経済成長と伴に公正な 所得分配を図ろうとするもので、「基本的ニーズ(Basic Human Needs: BHN)アプローチ」と呼ばれるものである。 基本的ニーズアプローチとは、発展途上諸国の下層 40%の民衆に焦点を絞ってプロジェクトを行うもので、 食糧や基礎教育、基礎保健、住宅、清潔な水供給など を提供することを目指していた(2)。このアプローチに 大きな役割を果たしたのは、国際労働機関と世界銀行 であった。国際労働機関は1976年の世界雇用会議で雇 用創出とBHNの充足を優先する開発戦略を提唱し、そ の中で、経済成長の加速、貧困層が生産的資源にアク セスできるような資源再配分のための土地改革、政策 決定過程への貧民の参加と開発における女性の役割、 国際的な経済改革への支持などの必要性を説き、開発 戦略の転換が必要と提唱した。また、世界銀行は、「成 長を伴う配分」研究の中で、低所得グループの厚生を向 上させるための基本的なアプローチとして、貯蓄向上 とより効率的な資源配分による成長の極大化、教育、 信用へのアクセス、公共サービスによる貧困層への投 資、財政制度、消費財の直接配分による所得配分、土 地改革による資産への貧困層への移転などの必要を提 唱した。それによって、成長と貧困対策の2本柱に援 助戦略が変化した。だが、BHNアプローチは、様々な サービス提供を行うために必要となる政府の予算と人 員に限りがあり、活動の持続可能性の問題と福祉的な 活動が多いため経済的なインパクトが少ないという側 面があった。このアプローチでは、貧困者に焦点を当 てることや、女性の役割を重視してサービス提供を実

施すると伴に、住民の参加の側面が注目されるように なり、受益者の参加がプロジェクトの成功にとって重 要な要素だという認識が高まった。その背景には、ト ップダウンで計画されたプロジェクトが必ずしも住民 のニーズを反映せず、プロジェクトが終了すると、活 動の持続性がなくなり、効果を十分上げることができ なかったことの原因が、計画立案過程での住民の参加、 意見の反映、実施過程での住民の参加、住民組織によ る管理運営の促進が十分取り入れられてこなかったこ とに起因する、という認識があった。また、これらの 所得再配分を目指したアプローチは、政府の介入を大 幅に認めるもので、財政面や行政面において政府の主 導的な役割を求めるものだった⁽³⁾。その意味では、こ の援助戦略は途上国政府の役割をかなり重視したもの と言える。しかし、この時期には行政や政治における 地方分権を行い、地方自治・行政への住民の参加を促 す試みは見られなかった。

1970年代終わりから1980年代にかけては、国際通貨 基金、世界銀行が中心となって提唱された構造調整ア プローチが登場する。その背景には、2度の石油ショ ックとそれによる先進国経済の停滞と一次産品市況の 低下により、途上国の経常収支の赤字が増大、累積債 務問題が深刻化して途上国経済が急激に悪化したこと がある。これは途上国政府が為替レートの切り下げや マネーサプライの増加率の抑制、政府財政赤字の縮小 などによってインフレの抑制と経常収支赤字の縮小を 行うことで経済の安定化を図り、更に過度の政府介入 や規制のために歪められた資源配分や非効率的な経済 を是正するために、政府の介入や規制の撤廃によって 市場メカニズムを導入して民間活力を積極的に利用す る"、と言う条件の下、国際通貨基金が短期の安定化 プログラム融資を世界銀行が中期的な構造調整融資を 行って途上国政府のマクロ経済運営を改善する、とい うものだった。しかし、構造調整の過程で政府の財政 支出や補助金の削減などにより、食糧価格の上昇や教 育や保健などの社会サービスの低下が見られ、社会・ 経済的な弱者へのしわ寄せが現れるようになり、国連

児童基金などは、構造調整の社会的コストを重視して「人間の顔をした調整」の必要を提唱するなど、構造調整に対する批判を提出した。そこで世界銀行は、社会セクターへの融資や反貧困プログラムなどの社会的弱者に対する構造調整の悪影響を軽減するためのセーフティーネットプログラムの実施を組み込むようになった。また、途上国政府も財政難や緊縮財政のためにNGOや民間セクターを社会サービスの提供手段として用いるようになった。教育や保健、水供給、住宅供給などの政府サービス機能をNGOや民間に移管したり、民間との契約や合弁によってサービス提供を行う事例が見られるようになり、民間セクターやNGOの開発活動、草の根レベルでの自助活動が注目されるようになった。

1980年代の終わりから1990年代に入ると、「将来世代 がその欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の 世代の欲求を充たすこと」いという、より環境に配慮し た「持続可能な開発」という概念が登場した。この考 え方が国際的に登場する端緒となったのは、1987年の 「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員 会)」とその報告書である「我々の共通の未来(Our Common Future)」が出版されてからである。同報告によ ると、持続可能な開発とは、「世界の全ての人々の基本 的欲求を満たし、世界の全ての人々によりよい生活を 送る機会を拡大することを必要とする」のもので、経済 成長が必要だとする一方で、「持続的開発は社会がその 生産力を高めつつ、同時に全ての人々に対する均等な 機会を確保することによって、人間の基本的欲求を満 たすものでなければならない」のと述べ、貧困問題をも 視野に入れている。さらに、「持続的開発は地球上の生 命を支えている自然のシステム(大気、水、土、生物) を危険にさらすものであってはならない」®し、「再生不 能資源の減少度が将来における選択肢の幅を出来るだ け狭めない限りにおいて可能である」のと述べて、生態 系保全を訴える。そして最後には、「天然資源の開発、 投資の方向、技術開発の方向付け、制度の改革が一つ にまとまり、現在および将来の人間の欲求と願望を満 たす能力を高めるよう変化していく過程を言う」(10)、と 結ぶ。この概念によって導かれる政策目標は、七つあ る。第1に、貧困層の生活改善を達成する最低限の経 済成長、第2に、開発行為を行うに当たって、それを 省エネルギー型にすると伴に、それによって得られる 利益を公平に分配することなど、成長の質を変更する こと、第3に、雇用、食糧、エネルギー、衛生といっ た基本的な欲求を満たすこと、第4に、人口の伸びを 持続可能なレベルに確保すること、第5に、工業国の 高い消費レベルを改め、開発途上国の消費量を増加さ せて最低限の生活水準を保つことによる資源基盤の保 護と強化、第6に、人間と自然を結びつけるような技 術の方向転換と危険の管理、そして最後に、環境と経 済を考慮に入れた意思決定を行うための制度変更であ る(")。これらの政策目標を達成するための具体的なも のとしては、第1に、意思決定における効果的な市民 参加を保障するための政治体制、第2に、余剰価値お よび技術的知識を他者に頼ることなく、持続的な形で 作り出すことのできる経済体制、第3に、調和を欠い た開発に起因する緊張を解消しうる社会体制、第4に、 開発のための生態学的基盤を保全する義務を遵守する 生産体制、第5に、新しい解決策をたゆみなく追求す ることのできる技術体系、最後に、持続的な貿易と金 融を育む国際的体系、自らの誤りを正すことの出来る 柔軟な行政体系が必要であると言う(12)。この概念には、 成長と平等アプローチへの揺り返しの側面が見られる。 そしてここには、参加型の統治・行政が強調されてお り、そこには地方分権も含意されている。

また、1989年には、経済協力開発機構の開発援助委員会は、1990年代の開発協力の中心課題として、持続的な経済成長の促進、全ての人々の生産過程への広範な参加と公平な利益配分、環境の持続可能性の保障と人口増加の抑制、という相互に関連するテーマを取り上げ、参加型の開発の重要性を取り上げた。開発援助委員会は、「参加」という概念に関して、消極的参加と積極的参加に分けて考えている。前者は、サービスの利用や集会への参加、決定の受け入れなどで、後者は

サービス提供への関与や意思決定への参加などが含ま れる。活動の意思決定への参加は、地方レベルで行わ れるもので、草の根レベルの組織への参加は、人々に とって民主主義とエンパワーメントの経験となり、社 会全体の民主的な生活の基礎となりうるもので、民主 化の促進、民主主義の醸成につながるという。参加型 開発を促進するためドナーの援助も効果的な経済政策、 サービスや資源への公平なアクセス、意思決定への広 範な参加という、三つの条件を満たすようなアプロー チをとることが望まれる。そのためには、効果的な経 済政策の採用、基本的なサービスへの広範なアクセス の確保、意思決定過程への広範な参加醸成の役割強化、 政府以外の開発の担い手であるNGOや民間セクターの 重視、NGOとの協力の促進が必要だとする。このよう な参加型の開発を促進するためには、途上国政府の責 任と効率性が重要となり、民主的な政治システム、法 制度などのいわゆる「良き統治」が求められると言う。 これは途上国政府の官僚の方向転換を要求するものと 言える。

さらに、1992年、国連開発計画(UNDP)は、地球環境 サミットで、都市における環境問題解決のために開始 したライフ (Local Initiative Facility for Urban Environmental Problem)において、参加型の地方自治 (Participatory Local Governance)を採用しているし(13)、 1996年度の人間開発報告では(14)、自然環境のシステム や将来世代の生活機会を保護して、すべての人々の選 択肢の拡大、特に貧困層や弱者が開発過程の中心に来 るべきで、経済成長は手段で、目的は人間開発だとす る、「持続的人間開発」という考え方を打ち出している。 また、「持続的人間開発のための良き統治(Governance for Sustainable Development)」の中では、経済成長は持 続的人間開発のための手段であるが、経済成長が必ず しも貧困の問題を解決するわけではない、と言う。さ らにそれは、先住民やエスニック・マイノリティの不 平等の存在を指摘している。また、持続可能な人間開 発には、五つの要素がある。第1に、男女の能力や選 択の機会の増加は、彼らの飢餓や剥奪から自由になる

ための選択を行う能力を増進、参加や決定を承認する 機会を増大させるという意味でのエンパワーメント。 第2に、個人的な満足感や幸福、目的や意味の意識に 重要な帰属感と伴に、人々が一緒に働くことやその相 互作用に関心をもつという意味での協力。第3に、公 平さ。これは、能力や機会の拡大は単に所得だけを意 味するものでなく、全ての人がアクセスできる教育シ ステムなども含まれる。第4に、現世代のニーズが、 将来世代が飢餓や剥奪から自由である能力を行使でき る権利を奪うことなく達成されること。そして最後に、 特に生計の確保だが、人々は、病気または抑圧や突然 の有害な混乱などに巻き込まれないという意味での安 全保障(Security)である。また、良き統治の要素として UNDPは、参加、透明性、説明責任、効果・効率、平 等、法の支配、広範なコンセンサス、最貧困層や社会 的弱者の声の反映を求めている。さらに、途上国の国 家(=政府)が行うべきこととして、第1に、持続的人 間開発を達成するための公共サービスや環境整備を行 うこと、第2に、公的、民間分野の活動で安定的で効 果的、かつ公平な法・規制の枠組みを整えること、第 3に、市場で安定と平等を保障し、公益のために利害 を調整し、効果的で説明可能な公共サービスの提供を 行うことを謳っている。だが、これらを行うことにお いて、国家は、人々が切望する生活を探し始め、達成 し、それを維持する機会を増進ことによって、最貧困 層の関心やニーズを充たすことを保障する、という課 題に直面する。さらに国家は、市民の需要や変化する 経済状況によりよく対応するために、分権的な政治的、 経済的システムを形成すべきである、という。

途上国も先進国同様、国家は社会・経済活動におけるその役割を再定義することを強いられている。民間セクターは国家と市場のより良いバランスや市場環境に資する国家の役割を要求するし、市民はより大きな分権化だけでなく、政府からより詳細な説明責任や政治・行政的な敏感さ(Responsiveness)を要求している。さらに、国家を超えた社会・経済的トレンドからのグローバルな圧力は、国家の本質とアイデンティティに

対して挑戦を突きつけている(15)。

このように、1960年代のトリクルダウンアプローチから、成長と平等アプローチ、構造調整アプローチ、そしてその延長線上にある持続可能な人間開発など、援助政策に関連して国際機関はあらゆる側面で「参加」を促進するよう、発展途上諸国に圧力をかけるようになって来た(16)。また、その中には、中央集権的国家行政の分権化も含まれていた(17)。

だが、これとは別の考え方も存在する。それは、発展途上諸国における国家論の中に見られる考え方である。

3. 発展途上諸国の国家論と開発

発展途上諸国家に関する国家論で著名なのは、グンナー・ミュルダール(Gunnar Myrdal)やサミュエル・ハンチントン(Samuel P. Huntington)、ジョエル・ミグダル(Joel S. Migdal)などであるが、近年ではその議論も修正を迫られている。ここでは、フィリピンの文脈でその修正を試みた研究者を主に取り上げ、その議論の特徴をまとめ、その中で地方政治がどのように考えられているかを整理する。ここで特にミグダルの議論を修正しようとする研究者として取り上げるのは、マーク・ターナー(Mark Turner)とデビッド・フルム(David Hulme)、パトリシオ・アビナレス(Patricio N. Abinales)、ジョン・サイデル(John T. Sidel)、木村宏恒氏である。

開発計画の初期には、彼らが変革しようとしたその環境に対して、より大きな支配能力があると考えられていた。この仮説の誤りはすぐに理解され、科学者たちは、発展途上諸国の国家と社会との関係が西欧諸国のそれといかに異なっているかを探求し始めた。ミュルダールは、決定された政策はしばしば執行されない、という意味での軟性国家(Soft State)論を提起した(18)。ハンチントンは、発展途上諸国の最も重要な政治的特質は、政府の形態にあるのではなく、統治の程度にあるのであり、途上諸国には、政治共同体(Political Community)や効果的(Effective)で権威のある(Authoritative)、正統的な(Legitimate)政府が不足していると言う。つまり、

発展途上諸国の政府は、単に統治をしていない、と考 えているのである(19)。また、彼は、開発システムにと って重要なことは、民主主義といった政府の形態では なく、政府がいかに効率的に統治できるかということ、 そのために政治的安定が必要であるとして、共産主義 的全体主義と区別される途上国の権威主義(独裁)体制 を「安定」を基準に擁護した。そしてそれはアメリカの 政策にもなり、軍事政権とテクノクラートが協調し、 アメリカと世銀がそれを支援する体制の理論的根拠と なった⁽²⁰⁾。より最近では、ジョエル・ミグダル(Joel S. Migdal)は、誰が人々の社会的行為を導くルール(Rules of the Game)を作る権利と能力があるかということにつ いて国家と社会との間で続く闘争があり、国家の立法 (State Legislation)は存在するが、それは必ずしも強制 (Enforce)されていることを意味しない、という「弱い 国家と強い社会(Weak State and Strong Society)」という 議論を提起する。ミグダルは伝統的な制度と諸慣行、 そして国家(の統治)を妨げ、国家に浸透する、様々 な形での強者の社会集団(Strong Men Organizations)の存 在を指摘している。前近代的な宗教勢力や部族、氏族 勢力、商業資本家などが途上国内のあちらこちらに蜘 蛛の巣のようなネットワークとして存在し、彼ら自身 が、その支配領域で、独自に慣習的規範(Rules of the Game) を作っているため、国家機構は様々な政策を実 行することを妨げられるか、妥協を強いられ、国家の 社会に対するコントロールを浸透させることは出来な かったのである。また、ローカル・ストロングマンた ちの社会的コントロールの基盤は、地域の人々の生存 戦略に必要となる主要な要素を提供することにあると 言う(21)。弱い国家の指標とされているものは多く、そ れらの中には、第1に、徴税能力のなさや社会がそれ らを忌避する能力をもつこと、第2に、公的な法令に 基づく行政は、汚職(Corruption)や慣習の強制力(force of Custom)、または地域の強者(Local Strong Man)が暴力を 行使する能力、第3に、土地改革に関する法制度は立 法化されるが、最小限にしか実施されないこと、第4 に、作物の分割に関する小作契約は結ばれるが、地域

的慣習のために土地所有者と小作人の間で別の契約が 結ばれうること、第5に、国家は金利の上限を規定す るにもかかわらず、高利貸しの金利が優越しうること、 第6に、国会議員は地域の人々の期待と実践によりよ く適応するために、彼らの公式の役割を恣意的に変更 すること、第7に、国家の行政の担い手たちが、行政 を個人的利得、または親族やエスニシティに基づく集 団の利益に使用されるために、公的な説明責任のメカ ニズムが脆弱であること、などが含まれる。

だが、この「弱い国家」というモデルが適用できな い地域も存在すると言うのは、マーク・ターナーとデ ビッド・フルムである。彼らは、モーリス・ジンキン (Maurice Zinkin)を引用する。つまり、アジアにおいて 西欧におけるよりも国家の介入に対する抵抗感は薄い と論じたのである。東アジアNICsの経済的成功は、単 なる市場の勝利というだけでなく、強力な国家制度と も関係があるという事実がそれを裏付けていると言う。 大統領の政治的リーダーシップや官僚エリートは、彼 らの優先順位の第1に、経済開発を置き、直接・間接税 や関税、割当制度、輸出補助金、そして輸入代替工業 の保護などを通じて、価格統制、分配統制、そしてそ の他の政府介入を行った。例えば、韓国はこのような 政策で成功したが、この韓国経済の成功は新古典派的 なより効率的な配分メカニズムによってではなく、強 い政府による輸出振興政策によって牽引されたのであ る。このような東アジアNICsの権威主義体制下での経 済的成功の議論は、発展途上諸国における権威主義体 制を擁護してきただけでなく、発展途上諸国において 強い国家を形成することが経済発展のためには理想で あるとする考え方を浸透させ、現在でもそれは残って いる(22)

だが他方、彼らは、強い政府と権威主義体制は必ず しも同義というわけではない、と主張する。権威主義 体制は経済的成功を伴ってきたが、社会・経済的災害 を伴ってきたことも確かである。例えば、軍事政権は、 より多くの職、より少ない汚職、より良い社会サービ スを提供すると主張するが、それを実践して正統性を 確保し続けることはできなかった。また、独裁者は、 往々にして権力の座に留まることに第一義的な関心が あり、国家のより大きなニーズよりも、自己の政権維 持を意図した政策に焦点を当てがちなのである。この ことは、しばしば、同意を求めるための国家的な暴力 の脅威とは別に、日常生活への国家の最小限の浸透を 意味し、それは権威主義体制がしばしば弱い国家を伴 うことになる、というのである。発展途上諸国に対し て「強い国家 |や「弱い国家 |といった「全てか無か |、と いう分類は行うべきではなく、強い、または弱い国家 の諸要因に注目する必要があると考えるのである(23)。 また、政府の提供する諸サービスに関しては、単に規 模の縮小のみを考えるのではなく、効果・効率を向上 させることを考えることが重要だと言う一方、行政の 肥大は、政府が開発においてその他のパートナーを信 頼していないか官僚の自己利益の反映であると言う。 そのような場合、NGOや民間に機能を委譲すること (Decentralization) で非効率的で効果的でない行政運営 を補完する参加型の開発が考えられるとも言うのであ る(24)。

フィリピンという国家の文脈で、ミグダルの議論を 批判的に継承する試みを展開している研究者にパトリ シオ・アビナレスとジョン・シデルがいる。彼らはと もにミグダルの提起した発展途上諸国の国家モデルを 修正しようとする。

アビナレスは、その研究対象がフィリピンの辺境のミンダナオ島で、ムスリム系諸エスニシティによる分離独立を目指した激しい武装闘争にも拘らず、同地域が現在でもフィリピンの一部を構成し続けてきたことを国家論の中に位置づけようとする(25)。彼は、ミグダルの「弱い国家と強い社会」というモデルを、フィリピンのようないわゆる弱い国家(Weak State)に適用、修正して、更にその辺境であるミンダナオをその中で位置づけようとする。彼が修正しようとする点は、ミンダナオのような地域で、なぜ、国家による社会的コントロールを自治的な諸社会勢力が完全に破壊せず、それを食い物にする程度でやめているのか、ということ

にミグダルの理論が答えていないことである。また、 首都の外に出ると、地方が本当にローカル・ストロン グンマンや革命勢力による支配と抵抗のアリーナとな っているのか、また、国家による支配と調停の場とな っているのか吟味し、それらの概念、意味を修正する ことで彼はミンダナオの状況を説明しようとする(26)。 フィリピンでは、1946年に独立した後、1960年代後半 までは、弱い国家の中でムスリム系諸民族が少なくと も大規模な分離独立の武装闘争を展開することなく、 フィリピンという国家に適応したかに見えたが、故マ ルコス大統領が戒厳令を布告、いわゆる権威主義体制 に移行した1972年からは、明確な分離独立のための擬 似革命的武装闘争がムスリム系諸民族の中で新たなス トロングマンが登場して展開された(27)。この事実を指 摘した上で、彼は、さらに、国家の強さの一部は、国 家と社会の区別が曖昧であることの結果であると考え る。つまり、現実の、または作られたアイデンティテ ィや言語、階級、共同体的アイデンティティ、そして 宗教が国家と社会の区別を曖昧にしてきたために、ロ ーカル・ストロングマンが国家と地域を結ぶ仲介者と して安定を確保し、大きな抵抗が存在しなかったが、 マルコスが権威主義体制を敷いて、それを解消したた め、つまり既存のムスリムのストロングマンを弱体化 させたため、国家だけでなく、既存のストロングマン に対抗することをも意図した大規模な擬似革命的な分 離独立のための武装闘争がムスリムの間から生じたと 考えているのである。彼は、ポストコロニアル国家に おいては、しばしばいわゆる弱い国家の方が強い国家 よりもより活発であることの理由をここに見出してい るのである。

サイデルは、アビナレスよりも、より厳しくフィリピンについてこれまで唱えられてきた諸言説、理論を批判する。彼が批判の対象とするものは、カシキズム(Caciquism)やパトロンークライアント関係(Patron-Client Relations)またはクライアンテリズム(Clientism)⁽²⁸⁾、寡頭(Oligarchy)、そしてミグダルの国家モデルである。カシキズムやクライアンテリズムとは、スペイン植民地

時代の影響を反映する用語であるが、シデルは、戦後の独立国家としてのフィリピンは、アメリカ植民地時代の制度構造を継承しており、よりアメリカ植民地時代の影響の方が大きいと考えている。そのため、用語を区別して、ボシズムという用語を用いるのである。また、それによって彼はこれまで過小評価され、あまり理解されてこなかった、経済的資本蓄積や政治的競合関係、社会関係における暴力と抑圧的圧力の役割を強調する。つまり、地方における市町長や州知事などの要職に着く政治家とその地域の住民との関係において、クライアンテリズムでは、互酬的関係と受け止められてきた上位者と下位者との関係が、実は上位に立つ者のある種の脅しが最も大きな要因として成立するような上下関係だというのである(29)。

寡頭や「弱い国家と強い社会論 |に対してもサイデル は批判を加える。ポスト・マルコス期のフィリピンの 選挙は、国家から独立した経済基盤として広大な土地 を所有するエリート、または寡頭による直接的階級支 配の復活であり、封建的、または準封建的社会構成を フィリピンは維持しているというネオマルクス主義的 見方は、アメリカ政治学の用語に置き換えると、フィ リピンは、伝統的エリートやローカル・ストロングマ ンに支配された社会と対峙するポストコロニアルな弱 い国家(Strong Oligarchy and Weak State)ということにな る。サイデルは寡頭やストロングマンと呼ばれる存在、 つまりフィリピンの国家構造自体は認めており、この 議論がクライアンテリズムよりは政治的に説得力があ り、かつ歴史的事実にも根ざしていると考えている一 方、それは彼らが政治的権力や経済的基盤を形成、つ まり資本を蓄積する上での国家構造、機構の役割を軽 視しているとも考えている。そして多くの寡頭たちの 権力や富の源泉として、私的土地所有権ではなく、国 家の諸資源、つまり予算や規制権限、その他の裁量権 などへのアクセスと、中国を中心とした外国の商業資 本を提示する。低開発の国家機構がアメリカ植民地時 代の初期から極端に選挙で選出された市町長、知事、 国会議員などによって支配され、資本の本源的蓄積過

程の間それが継続したため、ボスが誕生し、それが現 在でも存在すると考えているのである。さらに「弱い 国家 | 論に対しては、フィリピンの国家は、開発国家 としては失敗したために、相対的に弱い国家のように 見えるが、州の国家機構を握る知事が、地域の住民の 福祉を考慮せず、略奪者として住民から搾取を行う略 奪国家としては、「強い国家 | だったと言い、ミグダル のように中央政府のみに注目して国家を「弱い」と言う ことには否定的である。ローカル・ストロングマンま たは、ボスが支配する中央政府の出先機関も地方政府 も、国家構造の一部を構成するものであり、住民にと っては強い国家であったと考えているのである(30)。そ して最後に、サイデルはフィリピンにおける民主主義 の危うさを指摘する。ローカル・ストロングマン、ま たはボスが存在するフィリピンのような国では、民主 主義的選挙で彼らが当選し、地方や中央レベルの国家 機構を掌握することによって、その権力や富の源泉を 獲得する手段を手に入れることになるからである(31)。

発展途上諸国家の諸要因をより詳細に分析し、特徴 付けた上で、より良い政治体制を構想しようとする議 論を提起するのが木村宏恒氏である(32)。木村氏は、発 展途上諸国の国家を特徴付けるために五つのポイント を挙げている。第1に、これまでの国家に対する議論、 つまり「強い政府」や「弱い政府 |についての議論が、 中央政府に偏っていると指摘し、国家には七つの要素 があると言う(33)。内閣(政府)、行政部、軍・警察、地方 政府、議会、司法部そして国営企業である。これらの 特徴と相互関係がその国家を特徴付けると言う。ここ で重要なのは、地方政府を「国家」という概念に含めて 考えていることである。州、市、町政府や自警団(私 兵)などを通じた「強い地方権力」の「地方ボス支配」は、 一種の強い政府の表現形態であると見なしているので ある。そのため、仮に中央政府が弱かったとしても、国 家自体が弱かったと考えることは問題があると言う(34)。 また、木村氏は住民の視点を取り入れており、「各種開 発プロジェクトの遂行のために住民が不本意移転を強 いられるとき、彼らが直面したのは『強い国家』であ

り、『弱い国家』ではなかった。地方政府(州・市町村) や自警団(私兵)などを通じた地方ボス支配や軍の存在 は、一般民衆にとって巨大な存在であったと言い、サ イデルの議論を支持する(35)。第2に、国家体系の外枠 に展開する政治体系の構成要素との諸関係、つまり経 済権力、宗教組織、マスメディア、労組、農民組合、 エスニシティなどとの相互関係がその国家を特徴付け る(36)。そしてそれらは通常、何らかの政党と結びつい て国家と関係していると言う。現代国家においては、 経済成長を最優先課題(政治神話)とするようになった ため、経済成長の担い手である民間経済部門を活性化 させるための様々な政策が展開される。そのため政治 権力の分析にとって、相競合する経済諸団体の相互的 力関係を分析することは政治制度そのものを分析する 以上に重要であり、政府と企業との関係が体制、また は現代国家の性格をほぼ決定すると考える。しかし、 発展途上国では、民間経済部門は弱体である場合が多 い一方、宗教勢力とエスニシティはしばしば強力であ るから、必ずしも公式通りには行かないと言う。また、 テレビや新聞の普及によって、国民からコンセンサス を得る必要が生じるため、マスメディアのコントロー ルも重要だと言う。さらに、労組、農民組合などの社 会諸団体を、しばしば体制翼賛的な政党を通じて強制 的に体制に糾合する国家コーポラティズムの在り方も 重要な視点だと指摘する。第3は、古い要素と新しい 要素の接合様式である。古い要素はしばしば新家産制 や権威主義体制の名で呼ばれており(37)、近代化の過程 で根強く存続している。家産制とは、家父長制が国家 レベルに拡張されたもので、大統領は国父として君臨 し、領民を保護すると同時に断固たる支配を行う。新 家産制は、独立後の途上国国家が近代的様相を整え、 経済や福祉政策を采配するような段階に至ってもなお、 家父長制的支配の特徴を維持している政治体制のこと である。インドネシアのスハルト政権期やフィリピン のマルコス政権期などがこれに当たる。このような新 家産制や権威主義アプローチは、しばしば開発独裁と 呼ばれる開発途上国の強権力の源泉がどこから生まれ

たのかを問う過程で展開された。植民地支配の(近代 的)強権力がその一つの源泉だったが、アジア諸国のよ うに植民地支配以前に王朝伝統があったところでは、 その王朝支配の在り方から説き起こすことが一般的と なった(38)。第4は、開発国家の強権力の源泉は、王朝 伝統や植民地支配よりも、1960年代以降の開発の進展 の中で集積されたものがより重要だと言う点である。 国の最重要課題である経済成長のために、国家が経済 政策を采配し、経済成長の円滑な運営のために教育、 福祉などの社会政策を行う体制となると、国家運営の 最重要部門である財政政策、産業政策、労働政策など は、専門知識、政策立案能力、膨大な調整を必要とす るようになり、機構としては膨張し(行政国家化)、テ クノクラートによる運営が不可避となる。一方、行政 府に対する議会の地位は低下し、議会と政党は行政の 諮問機関・監視役的な地位に後退する。また、国民は 主権者というよりも政党の動きを観戦する半主権者に 過ぎなくなる。行政国家の運営を政党が監視し、注文 をつけ、国民がそのシステムを定期的な選挙という一 種の世論調査でチェックする体制ができてくる。そし て国家の現代化の課程では、家産制的・権威主義的特 徴が根強く存続するとともに、「人治から法治へ」、「予 測可能性(accountability)」、「制度化(institutionalization)」、 「透明性(transparency)」といった国家の現代的要素が、 その領域を広げる。その結合様式が開発国家の第4の 特徴となる。第5は、国家の現実の機能である。開発資 金がどの程度あって、何ができているのか、先進諸国 からの認知の度合いと援助額、社会サービス、汚職の 程度などである。そして木村氏は、現在では、第三世 界と呼ばれた諸国も民主化の時代に入ったとする一方 で、地方分権的な政策では、いわゆるローカル・スト ロングマンたちが行政を恣意的に私的利害に利用する 恐れがあることを指摘し、民主主義体制は維持するが、 より集権的な地方制度を採る政治体制が望ましいと言

ここまで、ミュルダールやハンチントン、ミグダル、 フルムとデービッド、アビナレス、サイデル、そして

木村氏の議論を概観して、発展途上諸国の開発体制に 関する議論を整理してきた。このような議論は、発展 途上諸国の開発の遂行には強い国家、つまり権威主義 的政治体制が必要である、という単純な議論から強い 国家や弱い国家の意味を問うものとなってきたと言え るだろう。そして木村氏は、国家の諸要素を中央政府 に限定せず、地方政府にまで拡大して国家を理解し、 強い政府や弱い政府に対して別の観点を提起している。 これらの議論を参考にして考えると、強い、弱いなど と途上諸国の国家を評価するときには、中央政府や地 方政府を総合的に評価すべきだということである。そ して木村氏は、政治や行政の制度としては民主的体制 をとりながらも、社会の側、もしくは、国民の意思と して国家に実権を預けるような社会コーポラティズム のようなコンセンサス政治の方が、よりフィリピンの ような発展途上国ではより望ましいと考えている。

4. むすびにかえて

国際機関の発展途上国開発戦略と発展途上国国家論の議論は明らかに矛盾している。つまり、国際機関は民主主義と地方分権を「良い統治」の名の下に推し進めようとする。しかし、発展途上国の現状をより深く研究する国家論研究者はそれには懐疑的である。発展途上国の政治、社会構造の問題をよく知っており、地方に存在するボスがより民主的で分権的な制度を食い物にする恐れを知っているのである。

しかし、一方で、権威主義体制の有効性が懐疑的なものでしかないことも、発展途上国国家論研究者は既に経験的に知っており、民主的な制度自体は否定していない。つまり、民主的な制度を採る以上、そこには地方の政治や行政が存在することになる。フィリピンのような発展途上国の地方は、現在、ボスが蜘蛛の巣のようなネットワークを張り、市町長や知事、国会議員などの地方や中央政府の要職を握ることで、地域住民の生存戦略の主要な要素、つまり、地方のポリティカル・エコノミーを、物理的暴力や脅しなどで強引に支配下に置き、独自の慣習的規範(Rules of the Game)を作

って支配している、と考えられている。このような地 方の実態を抱えていながら、民主主義を維持し、国家 的発展を遂げて、全ての国民が発展の恩恵を享受でき るような制度と実践はいかなるものとなるのだろうか。 これは、発展途上国の地域研究者の大きな課題である と言えるだろう。非ボス的で効果・効率的な地方政治 や行政が今望まれている。そのためには、わずかなが ら存在するそのような地方政治家が、何故、そしてど のように誕生し得たのか、またそれが何故、どのよう に権力を維持しえるのか、更に何故、またどのように、 権力の座から堕ちていくのか、その客観的条件を知る 努力を続けることが、先ず必要なのではないか。その ことによって、途上国の地方政治や行政のより良いモ デルを作り上げる1つの道筋が見えてくるのではない だろうか。非ボス的地方政治と行政の肖像を研究する ことの重要性が、ここにある。

注

- (1) 武田長久、1997年、『参加型開発における仲介組織の役割---仲介組織と政府の開発計画との連携の促進に向けて---』名古屋大学大学院国際開発研究科博士論文、p.9。国際協力事業団、1995年、『[国際協力事業団]分野別援助委員会研究会報告参加型開発と良い統治』、序文1頁、第1章1頁。分野別援助研究会報告では、参加型開発が主流となった背景として、1950年代以降の開発戦略論の変遷と東西冷戦終結後の主要先進国における途上国援助の位置づけの変化、更に政治的民主化、経済的自由化ないしは市場指向型経済への移行といった世界的な潮流の中で「参加」が中心的な課題として位置づけられるようになったことも、無視できないと言う。
- (2) 木村宏恒、2001年、「国際開発研究と政治学」名古屋大学大学院国際開発研究科紀要『国際開発研究フォーラム』第18号、p.4参照。
- (3) 木村前景論文、p.4参照。
- (4) 資源の効率的配分をもたらすような政策の内容としては、価格政策、関税改革、課税、財政補助金、金利政策などのインセンティブの構造改革、公共投資優先順位の改定、政府予算と債務管理の改善、公企業部門の改革や民営化などの制度強化が含まれる。
- (5) World Commission of Environmental and Development, 1987, Our Common Future, Oxford University Press, ; 大来佐武郎監修、1987年、『地球の未来を守るために』福武書店、p.28参照。
- (6) 大来前掲書、p.67参照。
- (7) 大来前掲書、p.67参照。

- (8) 大来前掲書、p.68参照。
- (9) 大来前掲書、p.69参照。
- (10) 大来前掲書、p.69 70参照。
- (11) 大来前掲書、p.73 91参照。
- (12) 大来前掲書、p.91参照。
- (13) Local Initiative for Urban Environment (LIFE) Management Development and Governance Division, Participatory Local Governance: Life's Method and Experience 1992-1997 Technical Advisory Paper 1, United Nations Development Program.
- (14) 国連開発計画、1996、『人間開発報告 1996年度版 経済成長と人間開発』国際協力協会 p.1。
- (15) United Nations Development Program, 1997, Governance for Sustainable Human Development A UNDP Policy Document, pp.2-7.
- (16) 国際機関だけでなく、先進諸国や援助に関心を持つ諸個人も同様に、参加を促進するように圧力をかけている。デビッド・コーテン著 渡辺龍也訳、1995年、『NGOとボランティアの21世紀』;ジョン・フリードマン著 斉藤千宏・雨森孝悦訳、1995年、『市民・政府・NGO「力の剥奪」からエンパワーメントへ』新評論;ピーター・オークレー編著勝間靖・斉藤千宏訳、1993年、『「国際開発論」入門』築地書館株式会社;外務省・財団法人国際開発高等教育機構1996年、『1995年 シンポジウム 報告書、「参加型開発」アプローチの課題と展望-』国際開発高等教育機構、等参照。
- (17) 木村宏恒、1993年、『フィリピン 開発・国家・NGO-カラバルゾン地域総合開発計画をめぐって-』三一書房、p.97参照。
- (18) Myrdal, G., 1968, Asian Drama: An Inquiry Into the Poverty of Nations, Vol. 2, Twentieth Century Fund, p.66, p.896. そこでミュルダールは、軟性国家とは、国民に対して政府がほとんど何も要求しないものであり、そこに確かに存在する義務は不適切、または全く誤った方法で強制されるような国家のことと言っている。尚、彼の著書は邦訳が存在し、その縮刷版には、軟性国家とは、民主主義国家であろうと独裁主義的国家であろうと、基本的な改革を制度化し社会的規律を強いる能力も意思もない国家のことを軟性国家、としている。G・ミュルダール、S・キング著 板垣興一監訳小浪充、木村修三訳、1974年、『アジアのドラマ 縮刷版上』、p.179参照。
- (19) Huntington, S. P., 1968, Political Order in a Changing Societies, Yale University Press, p.2.
- (20) フィリピンでもマルコス政権による権威主義体制を支持するのに大きな影響を与えた。木村前掲書、p.108参照。
- (21) Migdal, J.S., 1988, Strong Societies and Weak States--State-Society Relations and State Capabilities in the Third World, Princeton University Press, p.27, pp. 29-41.なお、本書の第1章は第3世界の国家の有効なモデルを提供している。また、食糧や住居のような世俗的な必要を満たすために、人々は利用

- 可能な全てのシンボルを機会に結び付けて生存戦略 (Strategy of Survival)を立てようとするが、その生存戦略とは、ホッブス的自然状態の断崖に漂う世界における行動と信念の青写真である。そのような戦略は個人的生き残りの基盤だけでなく、個人的アイデンティティや自己利益的行動の領域(Political Economy)から集団的アイデンティティや行動の領域へ向かう個人に紐帯を提供するものである。
- (22) Turner M. and D.Hulme.,1997, Governance, Administration and Development---Making the State Work, MacMcllan Press, pp.49-50.
- (23) Ibid, p. 50.
- (24) Ibid, p. 88.
- (25) Abinales, P.N., 2000, Making Mindanao---Cotabato and Davao in the Formation of the Philippine Nation-State, Ateneo de Manila University Press, pp.12-15.本書は、ミグダルの理論を修正し つつ、適用し、ミンダナオにおけるムスリム系(コタバト)、 非ムスリム系(ダバオ)の地方政治の実態を、事例研究を通 して明らかにしているものである。
- (26) Abinales, ibid, p.182.アビナレスは、既存のローカル・ストロングマンにとって国家は、影響力の源泉を手に入れる手段と容易には抵抗できない強制力、権限を手に入れる手段として利用されていたことを指摘している。つまり、次に見るサイデルの議論と同様の考え方をしていると言うことである。
- (27) 彼はストロングマンを新旧の二つのタイプに分類している。旧いタイプのストロングマンは、植民地主義を生き残った柔軟な構造をもつもので、戦後のポリティカル・エコノミーの変化の中で新たに力をつけてきたものである。そして、1970年代から展開するモロ民族解放戦線(MNLF)やフィリピン共産党(CPP)やその軍事部門の新人民軍(NPA)のような組織も新しいストロングマンとして規定している。新旧両タイプのストロングマンの違いは、新たなタイプのストロングマンの方が、より広範なビジョンを持ち、その実現を目的とするもので、それらが戒厳令を契機として拡大したことである。しかし、その地域、地方的特殊性から来る遠心的性格を持つが故に、古いタイプのストロングマンと同様な分裂的傾向を示すと言う。Abinales, P. N., 1998, Images of State Power: Essays on Philippine Politics from the Margins, University of the Philippines Press, pp.,105-112.
- (28) ジェームズ C. スコットとベネディクト J. カークフリート の定義に従ってサイデルは、パトロンークライアント関係、またはクライアンテリズムを定義している。それによると、クライアンテリズムとは、異なる地位にある2人の個人の間 の道具的友人関係、または交換関係である。その中でパトロン側は、その影響力や諸資源を使って下位にあるクライアント側に対して保護や物的支援(material welfare)を提供し、それに対してクライアント側は、一般的支持や支援を行うことでそれに報いるのである。

- (29) クライアンテリズムがフィリピンの生活において本質的な 社会的紐帯を提供してきたという概念は、社会関係や選挙 政治における地域、地方的な権力の独占や抑圧的圧力の持 続性を無視したものである、とサイデルは言う。
- (30) Sidel, J.T., 1999, Capital Coercion, and Crime--Bossism in the Philippines, Stanford University Press, Stanford, California, pp.5-12, p.76, p.146. カビテ州における住民の不本意移転に関しての州知事の地方ボスとしての対応の仕方についてサイデルが詳細に叙述している。本書では全体として地方ボスの誕生の背景要因、過程とその支配の特徴、そしてその没落、またボスが自らの子孫や親族に支配権を継承する王朝化の要因、特徴などを叙述する。また、ミグダルは地方、地域レベルのことは、考えていたが、それは、地方政府とは違い、中央政府の地域、地方レベルの出先機関のことであった。中央政府の地方、地域への出先機関では、官僚や政党の支部の者、そしてローカル・ストロングマンが社会的安定を考えて、ストロングマンが好む政策を打ち出すなどをする便宜供与の場(accommodation)と考えていた。Migdal, ibid, pp., 247-256.
- (31) Sidel, ibid, pp., 145-154.
- (32) 木村前掲書、pp.93-100頁参照。
- (33) 木村氏は本来、政府の要素として6要素、つまり内閣(政 府)、行政部、軍・警察、地方政府、議会、司法部を考えて いたが、後にそれに国営企業を加えて7つとした。そして 氏は国家と政府を分けて考え、国家という概念を、政府機 構に社会全体の編成枠を加えたより包括的な概念として把 握する。つまり、第1に、法体系としての国家。それは社 会に慣習的に行われているものを財産法、家族法、相続法、 刑法、商法、といった形で成文化し、実施装置を組み込ん だものである。第2に、公共的なもの。それは公共事業、 都市計画、教育などを編成し、維持・建設するまとめ役で ある。これらはいずれも社会秩序、平和と繁栄維持のため に強制力の鎧を着ている。国家の6要素の把握は、Hulme らと同様のものである。籠橋秀樹 「NGO、ドナー、国家-開発をめぐる新たなダイナミクス―」 川田順三他編、1998 年、『岩波講座 開発と文化6 開発と政治』岩波書店、木 村前揭論文p.14参照。
- (34) 木村氏のこの議論は、地方分権を行う際の危険性とも言えるが、これは木村氏によってのみ語られているものではない。例えば、ロメオ・B オカンポ(Romeo B. Ocampo)氏は、分権化の最大の危険性は、それによって大きな自治がもた

- らされても、分権化の価値や目標を共有しない指導者や勢力の手に落ちてしまうことと考える。地方(Local)、地域(Regional)、そして国政レベルの支配者や富裕層、それらによって養われる私兵団がその個別的利害や地方でのヘゲモニーを維持するため、ローカルな制度を単に乗っ取ってしまうかもしれないからである。それらは、自治を達成することによって人権や農地改革などの国家全体として行われなければならないものを台無しにしかねないのである。Tapales, P.D., Cuaresma, J.C. and W.L. Cabo, eds.,1988, Local Government in the Philippines: A Book of Readings Volume I, Center for Local and Regional Governance and National College of Public Administration and Governance University of the Philippines, p. 97.
- (35) Sidel, ibid, p.76, p.146.また、地方ボスの存在に関する研究書としては、McCoy, A.W. Ed., 1994, An Anarchy of Families-State and Family in the Philippines, Ateneo de Manila University Press;川中豪、2001年、「フィリピン地方政治研究における国家中心的アプローチの展開」、『アジア経済』、2001年2月号、などがある。川中氏の場合は、サイデルの研究書に依拠して議論を展開している。
- (36) 社会と国家との相互関係のこと。
- (37) 権威主義とは、偽りの権威が自分の期待通りに人々を動かすために、説得とは違う手段を恣意的に行使する、という考え方である。この定義は伝統とかたく結びついた権威概念から出発し、それがもはや通じる時代ではなくなっているときに、なお権威概念を用いながら、「説得とは違う手段」すなわち武力を行使する支配の在り方を意味する。カール・フリードリヒの定義を木村氏が引用したものを参照。木村前掲書、p.98、p.99参照。
- (38) フィリピンは例外で、植民地支配以前に王朝がなかったため、スペイン支配の在り方から説き起こすことが一般的となった。しかし、現代のフィリピン国家体制とその特徴により大きな影響を与えたのはスペインよりもアメリカであることが最近では言われるようになっている。
- (39) 木村宏恒、2001年、「グローバリゼーションの重層性と国家およびローカリズム」 片岡幸彦編『地球村の思想』新評論、第2 部総論参照。木村氏は、ゴードン・ホワイト氏の議論を引用して、西欧型の参加自由な社会コーポラテリズム型の安定的提携関係でコンセンサス政治をめざすことが望ましいと考えている。White G. and M. Robinson, 1999, The Democratic Developmental State, Oxford UP, 1999, pp. 39-40.